

## 利 用 者 の た め に

本報告書は、平成21年10月から平成22年9月までの調査結果を集計したものである。

### I 広島県人口移動統計調査

#### 1 甲調査

##### (1) 集計方法

住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく1か月間の転入、転出、出生、死亡等の状況を甲調査票により取りまとめて集計する。

##### (2) 人口・世帯数の推計方法

###### ア 人口

直近の国勢調査による人口を起点とし、転入、転出、出生、死亡等を加減して推計値を求める。

###### イ 世帯数

直近の国勢調査による世帯数を基に、住民基本台帳法に基づく世帯数の増減数から推計値を求める。

##### (3) 推計値の補正

人口及び世帯数は前述の方法で毎月推計するが、5年毎に実施される国勢調査との間に差異を生ずることがあり、この場合は、前回国勢調査までさかのぼって推計値を補正することとしている。補正方法は5年間で生じた乖離人口及び世帯数を毎月均等配分する方法による。

##### (4) 人口増減

###### ア 社会増減

転入者数と転出者数の差から求め、転入者数の多いときは社会増加、転出者数の多いときは社会減少と表現する。

###### イ 自然増減

出生数と死亡数の差から求め、出生数の多いときは自然増加、死亡数の多いときは自然減少と表現する。

## 2 乙調査

### (1) 調査方法

住民基本台帳法に基づいて市区町窓口で転入、転出の届出を行った者が、自計申告により記入した乙調査票を、届出日により1か月ごとまとめて集計する。

### (2) 用語の定義

#### ア 移動者

- (ア) 県内移動者：県内の市区町から県内の他の市区町へ移動した者
- (イ) 県外転入者：他県から県内の市区町へ移動した者
- (ウ) 県外転出者：県内の市区町から他県へ移動した者
- (エ) 移動の主因者：転入又は転出を要する原因となった者
- (オ) 主因者に伴う者：移動の主因者に従って転入又は転出する家族など

#### イ 移動の理由

- (ア) 就職：新たな就職、卒業と同時に就職
- (イ) 転勤：同一企業内の勤務場所の変更
- (ウ) 転業・転職：現在の仕事・勤め先の変更
- (エ) 退職・廃業：退職や廃業
- (オ) 就学：学校に入学・転校
- (カ) 卒業：学校を卒業（修了）（卒業と同時に就職するときは就職）
- (キ) 婚姻関係：結婚、離婚、養子縁組など
- (ク) 住宅事情：新築、転宅など
- (ケ) その他の：上記のどの区分にも該当しないもの

### (3) 転出入超過

転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、プラスの場合は転入超過、マイナス（△）の場合は転出超過を示す。

### (4) 試算値

結果の概要（乙調査）で使用している「試算値」は、甲調査票による住民基本台帳の転入者数、転出者数（A）と、乙調査による転入者数、転出者数（B）が一致するように補正を行つたものである。

補正は、乙調査の年齢（階級）別、移動の理由別、都道府県別の各結果数値（C）に、（A）／（B）を掛けることで補正数値（C<sup>\*</sup>）を求める方法による。

### (5) U・J・Iターン県外転入者

県外転入者のうち、次の条件を満たし、かつ、県内に5年以上居住する見込みがある者。

- ア Uターン：15歳時の住所地が県内で、中国地方を含む県外から転入
- イ Jターン：15歳時の住所地が広島県以外の中国地方で、中国地方以外の県外から転入
- ウ Iターン：15歳時の住所地が中国地方以外の県外で、中国地方を含む県外から転入

## II 地域区分

県外転入者及び県外転出者を地域別にみるため、全国を 10 地方に区分した。また、三大都市圏についても別掲した。地方及び三大都市圏と、これらに属する都道府県は次のとおりである。

地方、三大都市圏	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東内陸	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
関東臨海	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
中国	鳥取県、島根県、岡山県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
東京大都市圏	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県
大阪大都市圏	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県
名古屋大都市圏	愛知県、三重県、岐阜県

## III その他

- 1 統計表に用いた記号の意味は、次のとおり。
  - 該当数値なし, △ マイナス(減少)
- 2 統計表の中には、四捨五入により内訳の合計がその総数と一致しないことがある。
- 3 「増減数」、「増減率」とのみ記載されている場合は、「対前年」を意味する。
- 4 平成 22 年国勢調査の速報値に伴う補正を行っているが、速報内容が平成 22 年 10 月 1 日現在の市町別人口・世帯数に限られるため、甲調査において、日本人及び外国人別は掲載していない。なお、平成 18~22 年の男女数は、平成 22 年 10 月 1 日現在の推計人口の男女の割合で推計し、参考値として掲載した。乙調査については、補正せずに掲載している。
- 5 本書に関する問い合わせ先

広島県企画振興局政策企画部統計課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL : 082-513-2533 (タ・ヤルイ)

この報告書の内容は、広島県の統計ホームページでも提供しています。

ホームページアドレス <http://toukei.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>